第３回連絡調整会議（区長会）次第

期日　令和７年７月11日（金）
時間　午後７時30分
場所　高山村保健福祉総合センター

1　開　　会

2　あいさつ

3　協議事項

（1）産業振興課所管事項

1　第39回信州高山まつりについて（商工観光係）
2　信州高山ﾋﾙｸﾗｲﾑﾁｬﾚﾝｼﾞ2025について（商工観光係）

（2）総務課所管事項

1　信州高山食の祭典について（企画政策係）
2　七十周年記念事業について（企画政策係）
3　高山村総合防災訓練について（危機管理防災係）
4　高山村議会議員一般選挙について（危機管理防災係）
5　地区振興計画の作成について（財政係）
6　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について（総務係）

（3）その他

＜次回の区長会＞　令和７年11月28日（金）午後７時30分から（防犯会議終了後）
場所は、高山村保健福祉総合センター

4　閉　　会

R7　第39回信州高山まつりタイムスケジュール

開催日　令和7年7月26日（土）

		所要時間（分）
16:00	夜店開始（一部を除く）	
17:00	開会宣言（実行委員長）	30
	たかやま保育園和太鼓演奏	
17:30	ひんのべの無料サービス	
	交通規制開始	
17:35	高山キッズ・Jr.ダンス	25
18:00	アルプホルンクラブ	15
18:15	大会長・実行委員長あいさつ	10
	キャッチフレーズ表彰式	
18:25	なから★本気（なかマジ）仲山コマ×四月一日まゆ	15
18:40	須坂コルツ	10
18:50	「ひんのべ音頭」踊り流し整列準備	10
19:00	「ひんのべ音頭」踊り流し	15
19:15	休憩	5
19:20	「ひんのべ音頭」踊り流し	25
19:45	信州高山太鼓	30
20:15	ひんのべ音頭表彰式	10
20:25	みんなでゴミ拾い	5
20:30	花火大会	30
21:00	終了	
22:00	高山中学校駐車場閉鎖	

※内容は都合により変更することがあります。

(1) 会場の配置等について

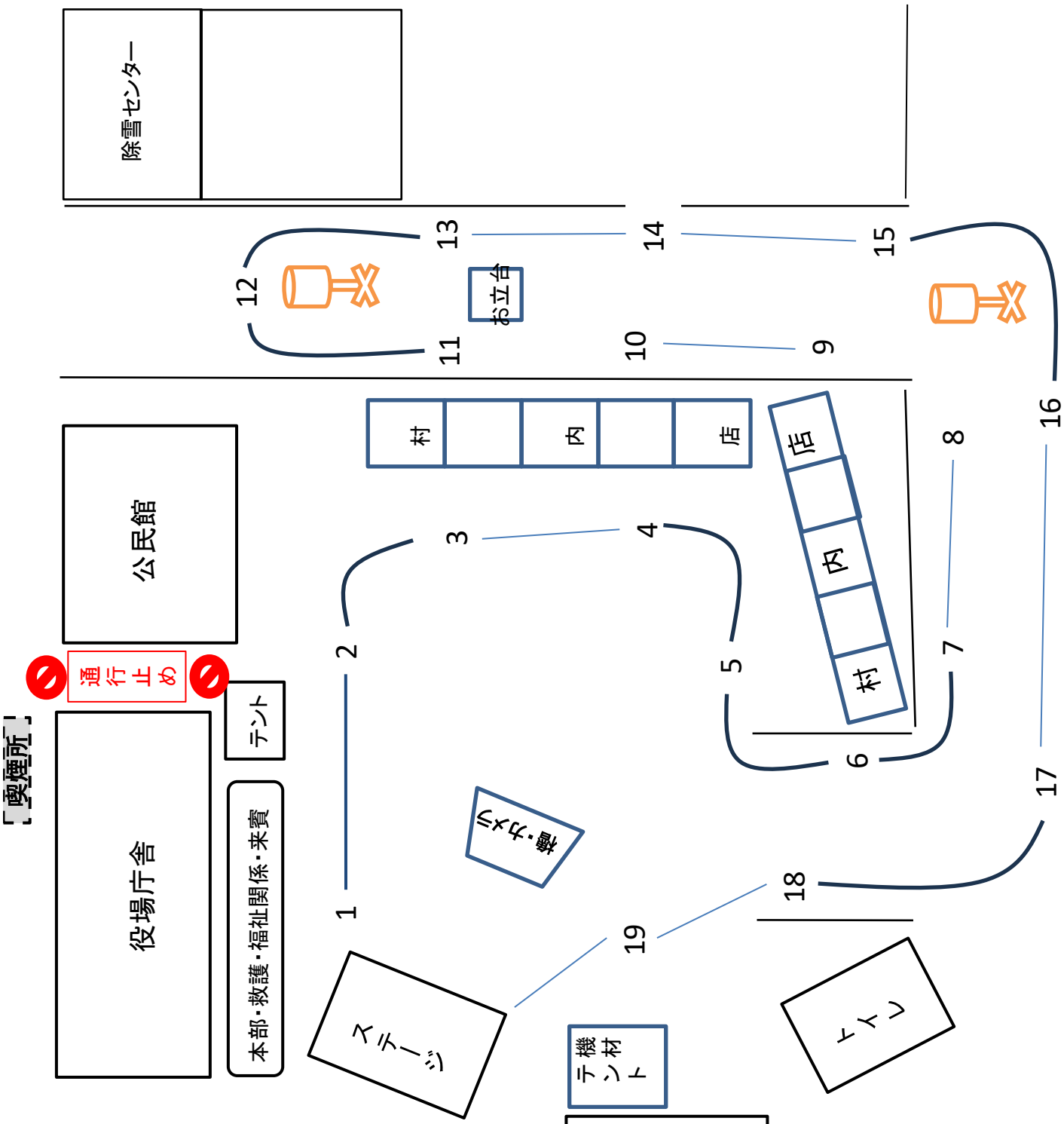

○踊り連順番（R7順番）

1 千堀
2 駒場
3 松原 ↓ステージ登壇
4 堀之内
5 桝形
6 水中
7 中原
8 久保
9 三郷
10 赤和
11 なかひら
12 宮関
13 荒井原
14 紫
15 緑ヶ丘
16 ねまがり（横平、天神原、荻久保、温泉、牧場）
17 二ツ石
18 黒部
19 牧

※ステージ登壇は③の「松原」からお願いします。

①千堀②駒場はステージ前を通過し1周した後に登壇する。

第39回信州高山まつり駐車場等配置（案）

公民館東側駐車場

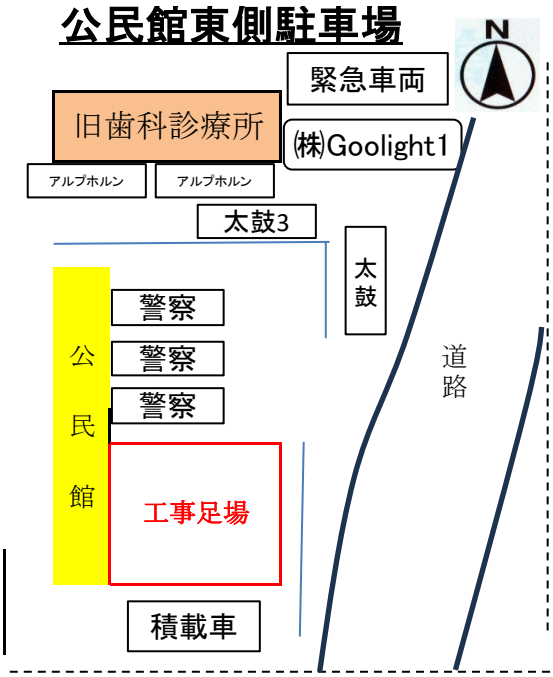

除雪センター前配置図

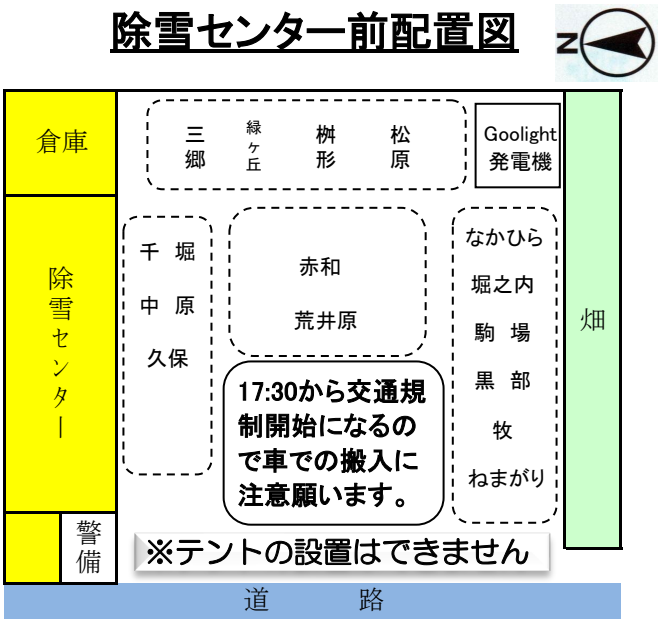

役場庁舎北側駐車場

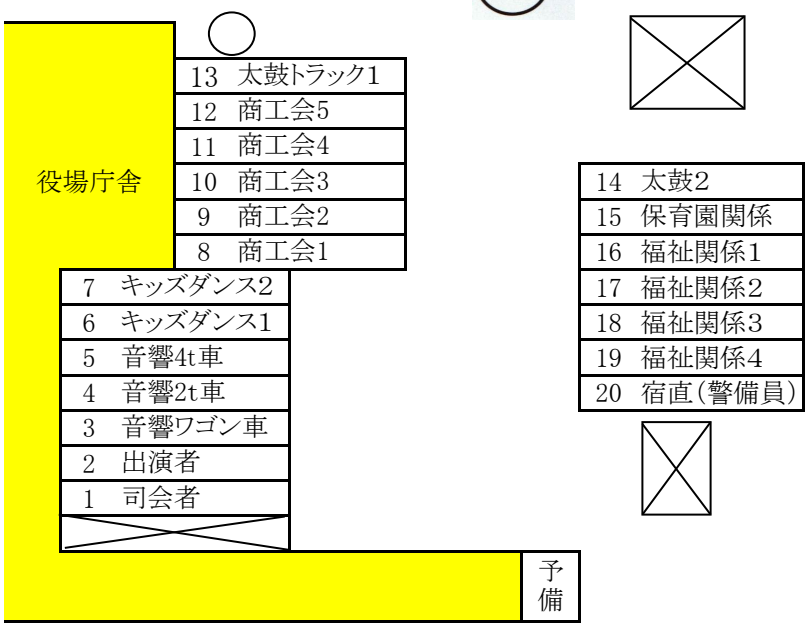

◆お願い◆

17時から信州高山まつりが始まります。

17時30分から交通規制が始まりますので、誘導員の指示に従い、17時30分までに駐車してください。

その際、許可証が車外から確認できるようお願いします。

なお、交通規制が解除されるまで車輌の移動は絶対にしないでください。

中学校体育館前駐車場（R7）

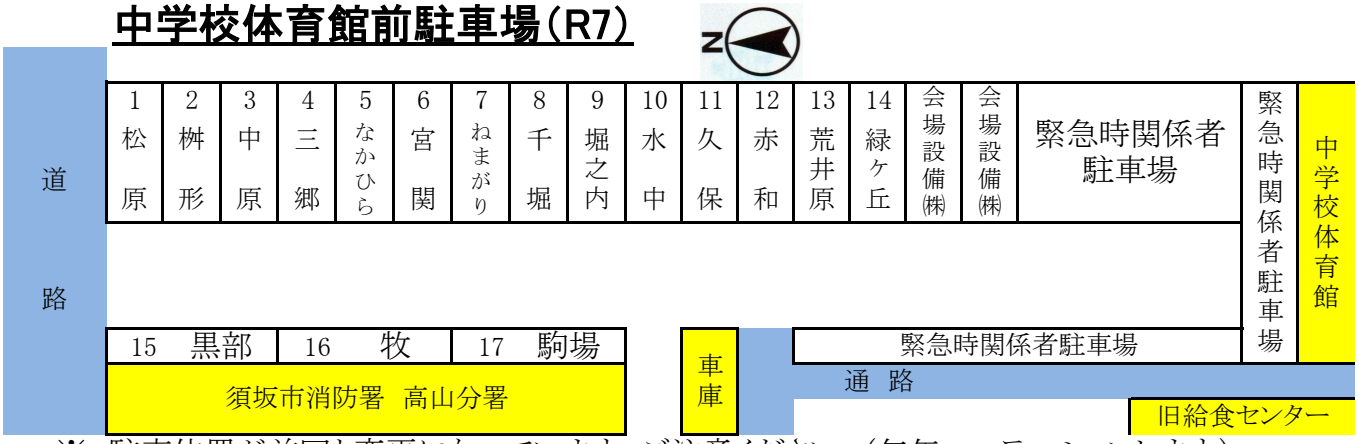

※ 駐車位置が前回と変更になっています。ご注意ください。（毎年ローテーションします）

※ 前回同様の地区割となっていますが、新たに駐車希望の区は申出ください。

令和７年７月 11 日

高山村区長各位

高山まつり実行委員会
店舗・ひんのべ部会長　武田　潤

高山まつり「ひんのべ無料サービス」に係る踊り連への別提供について

盛夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

高山まつりで、「ひんのべ無料サービス」を高山村商工会と高山村食生活改善推進協議会と合同で実施いたします。

つきましては、各区で踊りに参加される連に別提供（１連 30 食以内）をすることとしますので、ひんのべ提供を希望する場合は下記によりお申込みください。

記

１　提供を希望する場合（**事前にお申込みください**）

７月 23 日（水）までに下記申込書にご記入のうえ高山村商工会までご報告をお願いします。（**個別用のうつわと箸はこちらで用意します**）

提供する**数量は３０食を上限**とし、参加人員が 30 人に満たない連は参加人員分までとします。また、30 人以上の場合でも 30 食までとさせていただきますので、不足分は提供の列に並んでいただます。

２　提供方法

①　下記申込書により申込みのあった連について準備します。

②　鍋は高山まつり当日の午後４時３０分～５時の間に「ひんのべテント」までご持参ください（鍋とお玉は必ず参加する連で用意してください）

③　鍋のお渡し時間は、午後５時３０分の提供開始後となりますので、提供が始まりましたら、鍋を持参した場所で受取をお願します。

３　注意事項

①　**持参する鍋には、所有者が分かるよう記名**をお願いします。

②　食べ終わった後、うつわと箸また食べ残したひんのべは、会場内に設置のゴミステーションで廃棄をお願いします。（**生ごみ・可燃ごみに分別**）

----------**ひんのべ提供申込書**----------

【送信先 FAX026-248-5124】　**申込期限：７月 23 日**

令和７年７月　　日

高山まつり実行委員会　店舗ひんのべ部会長　行

連　　名	
担　当　者	
電　話　番　号	
数　　量（上限３０食）	①又は②のどちらかに○をつけてください。 ②に○をつけた場合は希望する食数を記入してください。 ①　３０食 ②　３０食以下（　　食）

令和７年７月 11 日

区長様各位
　各区民の皆様へ

信州高山ヒルクライムチャレンジ 2025
大会長　高山村長　藤沢　敏和
実行委員長　　関谷小一郎

信州高山ヒルクライムチャレンジ 2025 への
ご協力のお願い

時下　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、地域の振興等にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本村の魅力を発信して地域の活性化を図り観光誘客にも繋げるため、自転車レースの「信州高山ヒルクライムチャレンジ 2025」を下記のとおり開催したいと考えています。

大会の実施にあたりましては、県道の車両通行止めなどにより、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、何とぞご理解を賜りますようお願を申し上げます。

また、当日は応援企画も実施致しますので、是非とも沿道に出ていただいて参加選手に盛大なご声援をいただき一緒にこの大会を盛り上げていただければ幸いです。

記

1. 開催日　　令和７年９月 28 日（日）
2. 時　間　　午前９時 50 分　ゆうゆう橋北スタート
3. コース　　ゆうゆう橋～県道豊野南志賀公園線～天神原区内～
　　林道天神原線～村道鎌田入線～県道～笠岳登山道入り口
　　（約 20.4 km）
4. 車両通行止めの区間と時間
　　別紙を参照してください

事務局：高山村役場産業振興課
産業振興課商工観光係　　片山
信州高山村観光協会　　柴田
☎（役場）214-9296　（観光協会）242-1122

信州高山ヒルクライムチャレンジ 2025 全体図

コース延長　　約 20Ｋｍ　　標高差約 1300m

信州高山「食の祭典」を開催します！

村の特産品の PR 及び村内事業者による試験販売等の機会を創出することなどを目的に、今年も信州高山「食の祭典」を開催します。このイベントは、長野県地域発元気づくり支援金を活用して、令和６年度から YOU 游ランドゆうゆう広場で開催しているもので、村の特産品を取り扱うブースが多数出店し、高山村ならではの味わいを楽しんでいただけます。

飲食ブース出店（令和６年度キッチンカー）

ステージ出演（令和６年度キッズダンス）

飲食ブース出店（令和６年度高山村産ワイン）

出店・出演者の募集について

村では、このイベントへ出店いただける村内事業者やステージショーを行っていただける村内の団体等を募集する予定です。（募集案内は、村のホームページへ掲載します。）

村では、このイベントを通じて、高山村のりんご、ぶどうやワインなどの“食”を味わいその魅力を感じてもらうことで、村を訪れるリピーターや、農産物等の特産品を購入していただける“ファン”を増やし、地域ブランド化の取組みを推進してまいります。

◆総務課企画政策係　☎２１４－２２６３

村制施行七十周年記念事業の実施について

本村は、昭和 31（1956）年に高井村と山田村の合併により村制が施行して以来、令和８（2026）年９月 30 日に村制施行七十周年を迎えます。

この村制施行七十周年という歴史的な節目に向けて、村制施行からの歴史を振り返り、村民の郷土愛を深め、地域の魅力を発信する機会とするため、令和８年度において、記念事業を実施する予定です。

１ 基本方針

記念事業の実施に向けた取組の基本方針を、次のとおりとします。

（１）歴史と文化を知る **村制施行からの歴史を振り返り、先人の努力や功績を称え、村の歴史や文化を知る機会とします。**
（２）シビックプライド（郷土への愛着と誇り）の醸成 **村民が、ずっとこの村で暮らし続けたいと思えるよう、村の魅力や価値などに触れて再認識する機会とし、郷土への愛着と誇りの醸成を図ります。**
（３）一体感の醸成 **村全体で村制施行七十周年を祝うことで、地域の一体感を醸成し、むらづくりへの参画意識を高める機会とします。**
（４）村の魅力発信 **村の魅力を村内外に効果的に発信し、定住や交流人口の増加につなげる機会とします。**

２ 実施期間

村制施行七十周年記念事業は、令和８（2026）年４月１日から、令和９（2027）年３月 31 日にかけて実施します。

令和８（2026）年度は、記念式典を開催するほか、各種記念事業を実施します。

３ 過去の記念事業(参考)

記念式典　令和８年１０月１１日（日）（予定）

・キャッチフレーズの募集、フォトコンテスト、タイムカプセルの開封・埋設
・NHK 公開番組の収録（NHK ラジオ深夜便）、記念コンサート
・その他村の各団体が行うイベント等への冠付与

令和7年度高山村総合防災訓練の実施について

1　総合防災訓練

(1)日時:　**令和７年８月 31 日（日）**　午前7時 30 分～10 時 00 分(予定)

(2)場所:　次の5箇所で同時に実施します。

指定避難所	対象地区
①　小学校体育館、グラウンド	千本松、新堀、堀之内、水中、久保
②　中学校体育館、グラウンド	赤和、荒井原、紫、緑ヶ丘、二ツ石、松南
③　保健福祉総合センター、駐車場	黒部、牧、福井原
④　北部トレーニングセンター、グラウンド	駒場、松原、桝形、中原、三郷、なかひら
⑤　ふるさとセンター、ふるさと広場	宮関、蕨平、天神原、荻久保、温泉、牧場

(3)対象:　全村民、各地区自主防災会役員(区長、代理区長、隣組長等)、各地区民生委員、消防団、村関係機関、村職員等

(4)内容:　風水害を想定した早期の避難訓練及び避難所開設訓練
地震を想定した避難訓練

(5)その他:　訓練の周知及び防災訓練の説明会については、次のとおり計画しています。
・広報 7 月号へ防災訓練の実施に係る記事を掲載します。

・自主防災会、民生委員向けの防災訓練説明会
日時:8月8日(金)　午後6時30分から
会場:保健福祉総合センター　ふれあいホール

(担当)　　総務課　危機管理防災係
(問合せ先)　TEL　026-245-1100

高山村議会議員一般選挙に係る投票所立会人の当番区

1　期 日 前 投 票　　令和７年９月17日（火）～９月20日（土）**※場所：高山村役場1階村民ホール**

2　投　　票　　日　　令和7年９月21日（日）　午前７時～午後８時まで

3　投　　票　　所

投票所	場　　所	対象地区名
第1	高井農業者トレーニングセンター	千本松、新堀、堀之内、水中、久保
第2	高山中学校体育館	赤和、荒井原、紫、緑ヶ丘
第3	高山村保健福祉総合センター	二ツ石、松南、黒部、牧、福井原
第4	北部農業者トレーニングセンター	駒場、松原、桝形、中原、三郷、なかひら
第5	ふるさとセンター体育館	宮関、蕨平、天神原、荻久保、温泉、牧場

4　投 票 立 会 人　　令和7年９月21日（日）　午前７時～午後８時まで

投票所	対象地区名	投票管理者	職務代理者	立　会　人（※輪番）	
第1	千本松、新堀、堀之内、水中、久保	選管委員 森田整	選管補充員 小山新造	千本松	新堀
第2	赤和、荒井原、紫、緑ヶ丘	村職員	選管補充員 篠原　惠美子	荒井原	緑ヶ丘
第3	二ツ石、松南、黒部、牧、福井原	村職員	選管補充員 山﨑　幸司	牧	福井原
第4	駒場、松原、桝形、中原、三郷、なかひら	選管委員 善哉政雄	選管補充員 毛利　貞子	桝形	なかひら
第5	宮関、蕨平、天神原、荻久保、温泉、牧場	選管委員 宮川みさ子	村職員	温泉	牧場

・服装は、平服で構いません。

・昼食及び夕食は実費で負担いただきます。（当日までに各投票所に配置する職員が注文ﾒﾆｭｰを取りまとめます。）

９月２１日（日） 高山村議会議員一般選挙の投票日です。

予定されている高山村議会議員一般選挙の日程は下記のとおりです

日　時(予定)	事　　項
8月12日(火)	**立候補予定者説明会** 午前9時00分～　　高山村役場
9月　9日(火)	**立候補届出書類等事前審査** 午前9時00分～　正午　　高山村役場
9月16日(火)	**告示(立候補届出受付)** 午前8時 30 分～午後5時　高山村役場
9月17日(水)～ 9月20日(土)	**期日前投票** 午前8時 30 分～午後8時　高山村役場 ※移動投票所の開設も予定しています
9月21日(日)	**投票**　午前7時～午後8時　村内指定投票所5箇所 **開票**　午後8時 30 分～　高山中学校体育館

令和 8～10 年度地区振興計画に基づく予定事業に係る
調査表等の提出及び内容聴取の実施について

1　調査表等の作成及び提出について

（1）提出書類

調査表　1 部（2 枚 1 組）

事業予定箇所を明示した地図　1 部

施設整備予定箇所等の現況写真

（2）提出期限　　**10 月 2 日（木）**（提出依頼 8 月下旬）

（3）提出先　　高山村総務課 財政係

2　内容聴取の実施について

（1）実施期日　　**10 月 16 日（木）**

（2）地区別時間割振表

会　　場	時　　間	対 象 地 区
高山村役場 第 5 会議室	9 時～ 9 時 50 分	千本松・新堀・堀之内・水中
	10 時～10 時 50 分	久保・赤和・荒井原
	11 時～11 時 50 分	紫・緑ケ丘・二ツ石
	13 時～13 時 50 分	松南・黒部・牧・福井原
	14 時～14 時 50 分	駒場・松原・桝形・中原
	15 時～15 時 50 分	三郷・なかひら・宮関・蕨平
	16 時～16 時 50 分	天神原・荻久保・温泉・牧場

高山村役場　総務課　財政係
（課長）山﨑　久志　（担当）勝山　真自
TEL　026-214-9243（直通）　026-245-1100（代表）
FAX　026-248-0066
E-mail　soumu@vill.takayama.nagano.jp

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

令和７年７月

長野県高山村

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

平成３年の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体は不動産の登記名義人になることができるようになりましたが、認可地縁団体が所有する不動産の登記名義人（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）が多数で相続登記がされていないなど、相続人の所在が分からない場合があり、不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障を来していることが判明しました。

この問題を解決するために、地方自治法の一部が改正（平成27年４月１日施行）され、「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設されました。

一定の条件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、認可地縁団体が村へ公告申請し、村は「公告した結果異議申出がなかった」ことを証する書面を交付することで、特例により不動産の移転登記が可能になりました。

特例の対象となる要件

次に掲げる４つの要件をすべて満たし、かつこれらを疎明するに足りる資料がある場合に特例の対象となります。

⑴　当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

⑵ 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

⑶ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

⑷　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

※　なお、実際に申請する際は、所在が判明している登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）から、特例制度の申請を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

公告申請に必要な書類

⑴　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式あり）

⑵　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書（法務局）

⑶ 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類（総会資料、議事録の写し）

⑷ 申請者が代表者であることを証する書類（認可申請又は告示事項変更届の時に提出した書類と同じ、代表者選出の議決を行った議事録及び代表者承諾書の写し、もしくは申請者が代表者として記載されている地縁団体証明書）

⑸　地方自治法第260条の46第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

※　⑸の資料となるものは、次ページを参照してください。

地方自治法第２６０条の46第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

⑴　当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

⑵　当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること

①　申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

②　①のほか

- 公共料金の支払領収証
- 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- 旧土地台帳の写し
- 固定資産税の納税証明書
- 固定資産課税台帳の記載事項証明書等

③　②の資料が入手困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面を提出するとともに、次の書類を添付する必要があります。

- 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真　等

⑶　当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

①　下記の書類

- 認可地縁団体の構成員名簿（認可申請時に提出した名簿）
- 村が保有する地縁団体台帳（地縁団体証明書）（高山村総務課）
- 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）　等

②　①の資料が入手困難な場合には、資料の入手が困難であった理由を記載した書面を提出するとともに、次の書類を添付する必要があります。

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面　等

⑷　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※　なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

　この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

申請の流れ

事前準備

- 書類の作成等を総務課と相談
- 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等

⇩

総会の開催

- 規約に従い、総会を開催
- 村長に特例制度の申請をすることについて議決

⇩

申請

【提出書類】

① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
③ 特例制度の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
④ 申請者が代表者であることを証する書類
⑤ 地方自治法第260条の46第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

⇩

審査

- 申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

⇩

公告

- 要件を満たしている場合、下記の事項について村が３カ月以上の公告を実施

【告示事項】

① 地方自治法第260条の46第１項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

⇩

情報提供（証明書の交付）

- 異議がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、村は申請認可地縁団体に対し、異議がなかったことを証する情報を提供
- 異議があった場合、異議を申述した者に係る資格要件の確認を行い、資格が認められれば、特例手続きは中止となり、村は申請認可地縁団体に対し、異議があった旨の通知を送付

⇩

登記

- 申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記

※ 資料の最後に添付の「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に係るフローチャート」も参考にしてください。

公告に対する異議申し立て

次の登記関係者等は、公告した申請内容に異議を申し出ることができます。

なお、異議を申し出された登記関係者等の氏名や住所などは、認可地縁団体に通知されます。

【異議を述べることができる登記関係者等の範囲】

⑴　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
⑵　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
⑶　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

【異議申出手続きに必要な書類】

⑴　異議申出書（様式あり）
⑵ 添付書類（申出人によって添付書類が異なりまので、次の表を参照してください。）

<table>
<tr><th>登記関係者等の別</th><th>登記関係者等である旨</th><th>申出書に記載された
氏名及び住所</th></tr>
<tr><td>表題部所有者又は所有権の登記名義人</td><td>・登記事項証明書</td><td rowspan="3">・住民票の写し

・戸籍の附票の写し</td></tr>
<tr><td>表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人</td><td>・登記事項証明書
・戸籍謄抄本</td></tr>
<tr><td>所有権を有することを疎明する者</td><td>・所有権を有することを疎明するに足りる資料</td></tr>
</table>

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に係るフローチャート

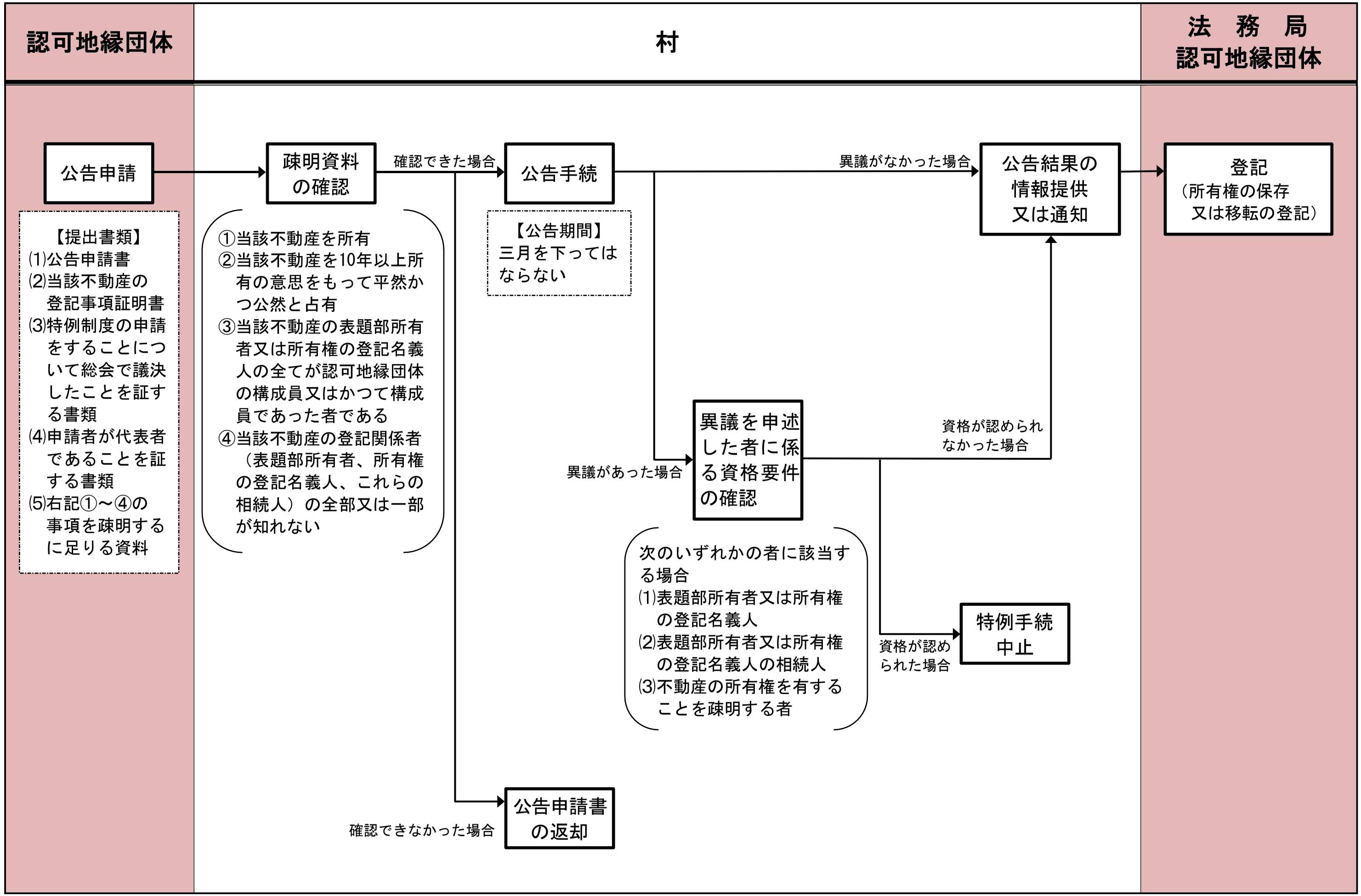

○高山村認可地縁団体の不動産登記の特例に関する事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の46及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の２の２から第22条の５までの規定に基づき、村内の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事務手続等について、必要となる事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　法第260条の46第１項の規定により村長に公告を求める旨の申請を行おうとするときは、当該申請を行おうとする認可地縁団体（以下「申請団体」という。）の代表者は、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて村長に申請するものとする。

（１）　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

（２）　申請不動産に関し、法第260条の46第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

（３）　申請者が代表者であることを証する書類

（４）　次に掲げる事項を全て疎明するに足りる書類

ア　申請団体が申請不動産を所有していること。

イ　申請団体が申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

ウ　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが申請団体の構成員又はかつて申請団体の構成員であった者であること。

エ　申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れないこと。

オ　その他村長が必要と認めた書類

２　申請団体の代表者は、前項の申請を行うに当たっては、当該申請手続の正確性、円滑性等を確保するため、前項各号に掲げる事項について司法書士その他の当該事務手続について専門的知見を有する者による確認、補助等を受けるよう努めるものとする。

（公告）

第３条　村長は、前条の申請があった場合において、当該申請が相当と認めるときは、申請不動産に係る次の事項を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、公告した日から起算して３月間とする。

（１）　申請団体の名称、区域及び主たる事務所
（２）　前条の公告申請書に記載された申請不動産に関する事項
（３）　申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
（４）　異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

２　前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式第２号）に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（承諾）

第４条　村長は、前条の公告に係る登記関係者等が同条第１項に規定する期間内に異議を述べなかったときは、申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

２　村長は、前項の規定により登記関係者の承諾があったとみなされた場合には、次に掲げる事項について、公告結果（承諾）の情報提供について（様式第３号）により申請団体に通知するものとする。
（１）　村長が前条の公告をしたこと。
（２）　登記関係者等が前条第１項に規定する期間内に異議を述べなかったこと。

（公告結果）

第５条　村長は、第３条の公告に係る登記関係者等が同条第１項に規定する期間内に同条第２項の異議を述べたときは、公告結果（異議申出あり）通知書（様式第４号）により、その旨及び内容を申請団体に通知するものとする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

（様式第１号）

年　　月　　日

高山村長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（別添書類）

１　申請不動産の登記事項証明書

２　申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

３　申請者が代表者であることを証する書類

４　地方自治法第260条の46第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

（様式第２号）

年　　月　　日

高山村長　様

異議を述べる者の氏名及び住所
氏 名
住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第２項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

１　公告に関する事項

(1)　申請を行った認可地縁団体の名称

(2)　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

(3)　公告期間

２　異議を述べる登記関係者等の別

□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

□　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

□　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

３ 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

□　申請不動産の登記事項証明書

□　住民票の写し

□　その他の市町村長が必要と認める書類（　　）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

（様式第３号）

第　　号
年　　月　　日

（申請団体）　御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

高山村長

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第 260 条の 46 第１項の規定により、　年　月　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第２項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第３項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第４項に規定する情報を提供します。

１　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間

２　公告の結果
１の公告については、１(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

（様式第４号）

第　　号
年　　月　　日

（申請団体）　御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

高山村長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第 260 条の 46 第１項の規定により、　年　月　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第２項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第５項の規定に基づき通知します。

１　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所
(3)　公告期間

２　異議の内容等
(1)　異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2)　異議を述べた年月日
(3)　異議を述べた理由等